

○宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱

平成18年12月14日

告示第140号

改正 平成23年5月11日告示第71号

(設置)

第1条 地域社会における犯罪を起こさせにくい環境整備（以下「防犯のまちづくり」という。）に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者等（以下「町民等」という。）の連携協力により、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するために宮代町防犯のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 町民等の防犯意識の高揚及び啓発に関すること。
- (2) 地域自主防犯活動の推進に関すること。
- (3) 防犯に関する情報の交換及び参加団体等相互の連携強化に関すること。
- (4) 防犯のまちづくりに関する総合的な計画の作成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 杉戸警察署の防犯担当職員
- (2) 町内小学校校長の代表者
- (3) 町内中学校校長の代表者
- (4) 町内小学校の保護者の代表者
- (5) 町内中学校の保護者の代表者
- (6) 町内幼稚園の職員
- (7) 町内保育園の職員
- (8) 町内高等学校の職員
- (9) 町内特別支援学校の職員

(10) 町内大学の職員

(11) 宮代町商工会員

(12) 地域安全パトロール隊の代表者

(13) 杉戸管内地域安全推進連絡協議会のうち宮代地区の地域防犯推進委員

(14) 専門知識を有する者

(15) 各地区連絡会の構成員

(16) 一般公募による市民

3 前項各号における定数は、第1号から第14号までの委員においてはそれぞれ1人とし、第15号の委員は4人、第16号委員の定数は2人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を総理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議を主宰する。

2 会長は必要に応じて、会議に町民、町内在学者、町内在勤者、専門家及び関係職員等の出席を求めることができる。

3 会長は、前項の規定による会議を開催したときは、次の協議会において会議の内容等を報告しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項を具体的に審議するため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 協議会の事務局は、町民生活課において処理する。

(事務局の所掌事務)

第9条 事務局は次の事項を処理する。

(1) 協議会及び専門部会の会議の招集事務に関すること。

(2) 会長及び副会長との連絡調整に関すること。

(3) 会議の主要な議事の記録に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の運営に必要な事項に関すること。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第71号)

この告示は、制定の日から施行する。